

等の事業の用に供した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（同条第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した

当該補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

5 第一項の規定は、確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

7 前条第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令

で定める。

第四十二条の六第五項中「前条第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、

「第四十二条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の六第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」を「(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第五項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四十二条の九第四項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、

「第四十二条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の九第八項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」を「（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法

及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第四十二条の六第十二項の規定は、第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の九第四項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十第一項中「この項及び次項」を「この項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「国家戦略特別区域」の下に「以下この項及び」を、「において、当該」の下に「国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画」を、「定める計画」の下に「をいう。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機

械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

- 二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第四十二条の十第二項中「その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画」を「当該国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第四十二条の十第三項中「第一項第一号に掲げる減価償却資産で」を「特定機械装置等のうち、機械及び装置又は器具及び備品で、」に、「うち同号」を「うち第一項」に、「の同号」を「の同項」に、「同条第八項第九号」を「同号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「係る同法」を「係る当該指定法人の同法」に改め、「定める計画」の下に「（以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備

品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた総合特別区域法第二十六条第一項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）その取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十七）に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する金額

第四十二条の十一第二項中「前項に規定する財務省令で定める計画」を「当該指定法人の指定法人事業

実施計画」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「同項」を「前項」に、「の百分の十
二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六）に相当する」を「に次の各号に掲げる特
定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の十（建物及びその附属設備並びに構築物については、
百分の五）

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物について
は、百分の六）

第四十二条の十一第七項を次のように改める。

7 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条
の十一第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の二第六項を次のように改める。

6 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の二第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の三の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（一）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（一）に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第二項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（一）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（一）に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の三第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第七十条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項」に、「前項第一号及び第三号」を「第一号」に改め、「で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を削り、「調整前法人税額から、次」を「調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号」に改め、「の合計額」を削り、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年度にお

いて前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる全ての要件

イ 当該法人の当該適用年度の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年度前の各事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）のいずれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各事業年度のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき政令で定めるところにより証明がされたことを含む。）。

ロ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ 雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行っていないこと。

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年度開始の日の前日における雇用者（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 六十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（ロ(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

(2) 五十万円に、当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及びロ(2)におい

て同じ。)から当該適用年度の特定新規雇用者数を控除した数(ロ(2)において「非特定新規雇用者数」という。)のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。ロ(2)において同じ。)に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ロ 当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合(イに掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額の合計額

- (1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数(当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。)において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(1)及び(2)において「移転型特定新規雇用者数」という。)がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当

該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数) を乗じて計算した金額

- (2) 二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数(移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数(2)において「移転型新規雇用者総数」という。)から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数(2)において「移転型非特定新規雇用者数」という。)がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数) と当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数(移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数(2)において「移転型非新規基準雇用者数」という。)が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した

数)とを合計した数を乗じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額の合計額

- (1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額
- (2) 二十万円に、イ(2)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「うち」を「うち、」に改め、「もの」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格法人」という。）及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた」を加え、「において第六十八条の十五の二第二項」を「においてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項」に、「ものを」を「もの（以

下この項において「要件適格連結法人」という。）を「に、〔同条第二項の規定の適用を受けた場合には、その〕を「要件適格法人にあつては前条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける事業年度とし、要件適格連結法人にあつては第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八条の十五の二第一項の規定の」に、「開始する事業年度）を「開始する事業年度とする。）」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号）に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、二十万円」とあるのは「二十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを

十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「法人にあつては、当該各事業年度以外の事業年度のうち」を「法人の」に改め、「を含む。」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている

同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第四十二条の十二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 特定雇用者 次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。
第四十二条の十二第五項第八号を次のように改める。

八 特定新規雇用者数 適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該

適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいう。

第四十二条の十二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 新規雇用者総数 適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加え